

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

13・5規画での改革の深化に期待

第13次5カ年規画要領（以下、13・5規画）では、小康社会の全面的完成に向け、政府は発展の不均衡・不調和・持続不可能といった突出した問題に狙いを定め、イノベーション発展、調和のとれた発展、グリーン発展、開放発展、共に享受する発展という5つの発展理念の確固たる樹立と徹底した貫徹に取り組むとしている。

これにあたり、13・5規画では改革によって構造調整を推進することや市場の役割を重視する方針が改めて強調されている。日系企業は、2016年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備に繋がる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図り、5つの発展理念を貫徹する上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

13・5規画において、中国政府は近代的な市場体系の完備、行政管理体制改革の深化、対外開放新体制の完備を目指し、改革を深化させていくとしているが、日系企業が中国ビジネスの現場で直面している課題を、それぞれの分野で整理すると下記の通りである。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

近代的な市場体系の完備

13・5規画の中で、統一的な市場や公平競争の障害となっている各種規定や方法を徹底的に整理・取り除き、公平競争が可能な審査制度を実施する点や、市場参入制限を緩和する点が強調されたところである。本白書ではこの方向性に沿って、市場原理が十分に活きるように、公平競争の障害となっている各種制度を見直し、市場経済に即したものとすよう要望する。

- ・ **投資**：外資系企業の中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題について、法制度解釈の統一運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。
- ・ **省エネ・環境**：環境規制への対応を効率的に実施する観点から、先進国並みに生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）を導入することを要望する。例えば、電器電子製品有害物質使用制限管理法（中国版RoHS）の認証（合格評定）制度については、自己適合宣言を導入することによって、サプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ、有害物質を効率的に削減することが可能となる。

- ・ **物流**：危険品の国際輸送手配において取り扱いの制限が強化されているが、具体的な規制内容が公開されず、地域や税関、検疫によっても取り扱いに対する見解が統一されていないため、輸送手配に大きな支障を来している。徒に制限を強化するだけでなく、実務への影響を考慮した対応措置を早期に講じるよう要望する。

さらに、13・5規画の中で、イノベーションの奨励に有利な知的財産権制度を完備すると決意を示した。また、知的財産権分野の改革を深化させ、司法保護を強化する点も強調している。2015年には、「知識財産裁判所」での審理も進むなど各種取り組みが展開された。しかし、模倣行為の巧妙化・複雑化が進展しており、知的財産権問題は依然改善を望む声も強い。ため、情勢の変化に応じた適切な取り組みを要望する。

- ・ **知的財産権保護**：インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産権保護体制をさらに強化し、模倣品販売サイトの迅速な削除や再犯抑制がなされるよう要望する。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただくよう要望する。

- ・ **知的財産権保護**：「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」案につき、知財権濫用となる基準を明確にし、知財権の正当な行使が安易に知財権濫用と判断されることがないように要望する。

行政管理体制改革の深化

13・5規画の中で、行政審査・認可制度改革を深化させ、最大限に政府の企業経営への干渉を減らし、審査・認可事項の範囲を最大限縮小すること、公開で透明、高効率で迅速、誰にとっても公平な政府サービスを実現することを強調した。国务院各部門は2015年に311の行政審査・認可事項を撤廃または下部へ移譲するなど、さらなる管理のイノベーションと政府サービスの強化を進めている。

行政手続きの簡素化・迅速化、必要最低限のものを除いた許認可・認証の廃止、政府サービスの向上は、本白書においても引き続き日系企業が多くの分野で求めているものであり、一層の積極的な進展を要望する。

- ・ **貿易**：同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税区、物流園区または保税港区の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なる。トレーニングの強化やより詳細なマニュアルの整備などで全国統一的運用を要望する。HS番号の事前教示制度についても、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう制度の完備を要望する。併せてHS番号の対象品目を詳細に解釈した資料の公開を要望する。入港、接岸、荷役にかかわる許可時の必要書類、所要時間も可能な限りの統一を要望する。
- ・ **事務機器**：異なる認証で同一内容の試験が要求されている。例えばCCC認証とNAL認可を両方取得する場合

合、EMC試験とサージ試験が双方で要求されており二度同じ試験を行わざるを得ない。試験費用も二重にかかっており企業に不要な負荷がかかっているため、試験結果を共有で使えるなどの改善を要望する。

- ・**卸売業**：卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する事例、また、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する事例などがある。健全な業界発展のために、違法業者の取り締まり強化を要望する。

また、13・5規画の中で、多層で、広範囲、差別化された銀行機関システムを構築し、民間資本の銀行業への参入拡大などを図ると強調した。預金保険制度の導入、預金金利の上限撤廃、民営銀行の設立認可など金融業の開放拡大、金融市場の多層性と商品の充実化を図るべく各種進展がみられており、その進展と改革に向けた果敢な取り組みを歓迎したい。ただし、資本取引を中心に規制はまだ残されており、さらなる自由化の加速を要望する。

- ・**銀行**：2013年の三中全会で打ち出された金融改革に沿って、金利自由化や為替レートの自由化、多層的な資本市場の育成にかかる各種改革が急速に進捗しているが、今後も金利の市場化や人民元建て資本取引の開放等が、さらに加速化されていくと理解している。これら金融自由化は、中国の実体経済や企業活動、また金融業の営業環境に大きな影響を与えていることから、今後の自由化改革にかかるスケジュールやロードマップがより具体化・明確化されることを要望する。

- ・**銀行**：2015年10月に預貸率が撤廃されたが、一方、月平均残高と月末残高の乖離を管理する預金乖離度管理は現在も継続されており、顧客である企業の中国本土市場でビジネスを拡大するための資金ニーズに対する制約要因にもなっている。預金乖離度管理は、各銀行の違法な手段による預金調達等を防ぐ目的を持つものと理解しているが、預金は顧客資産であり、特に月末は決済性取引も多く正常な流動性預金の移動に伴う残高を銀行側でコントロールすることは困難なため、預金乖離度管理が緩和されることを要望する。

また、13・5規画の中で、エネルギー消費、環境保護、安全等を前提条件とする推進メカニズムを打ち立てること、厳格な環境保護制度を実行し、政府、企業、公衆が共に管理するという環境対策体系を形成することが強調された。

これらの取り組みは中国が持続可能な発展を遂げるために不可欠なものと理解しているが、規制導入に当たっては、科学的な正当性の向上、十分な準備期間の確保、効率的な仕組みの構築（先進国で主流となっている自己適合宣言の導入など）を要望する。

- ・**省エネ・環境**：環境・省エネ関連の政策・法律・計画の策定過程において、外資企業を含む関連業界との情報交換を十分に行いつつ進めていただくよう要望する。手続等については透明性・公正性の確保を要望する。また、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関

する問い合わせ窓口の明確化を引続き要望する。取組みは徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。

- ・**セメント**：2015年1月の新環境保護法施行により、業界を問わず一律に規定されたSOxやNOxなど汚染物質の排出基準は世界的に最も厳しい基準となったが、日系企業としては先進事例となれるよう積極的に対応していく。しかしながら、法運用に当たっては、瞬時の基準値超過を許さないというような無理なものとはせず、工学的なばらつきを勘案し、一定の期間での平均値を取り締まりの指標とするよう要望する。

対外開放新体制の完備

13・5規画の中で、公平競争が行われる市場環境、公正透明な法運用の実現、サービス業・金融業の開放とイノベーションの全面的な実行が示された。「参入前内国民待遇とネガティブリスト管理」方式を想定した外国投資法を作成中であるなど、中国がより開かれた市場となるための取り組みが進展している。この面では、2つの重要な柱がある。外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

- ・**投資**：特定業種に対する外資規制について緩和を要望する。例えば、外資投資建設企業（外資100%の建設企業）が実施可能な工事請負範囲は、現状では、外国投資が50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。また、通信分野においては外資独資又は外資マジョリティでの事業ライセンス取得が認められていないといった規制がある。
- ・**家電**：早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品ごとに分散しているが、連結納税制度が認められていないため、積極的な投資ができない。グループ一体経営による競争力強化とさらなる発展に向けた連結納税制度の早期の導入を要望する。

昨年の建議のうち、改善がみられた主な項目

昨年の建議のうち、改善がみられた主な項目を例示すると次の通り。これらの項目では、建議の方向に沿った改善がみられたと考えており、中国政府のビジネス環境改善に向けた取り組みに感謝する。しかし、改善を期待する分野は依然多く残されており、引き続き、果敢な改革が行われることを期待する。

- 1) 通関のペーパーレス化の進展（2015年版白書、p 26、建議⑦）

2014年4月より中国全土で通関申告のペーパーレス化が全面的に試行され、各地税関での運用も安定してきており、通関に伴うリードタイムの短縮に繋がっている。

- 2) 再投資規制の緩和（p 30、建議⑤）

外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転じて得た人民元を用いて中国国内において再投資することができなかったが、国家外貨管理局が公布した「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」（匯發[2015]19号）により、2015年6月から規制が緩和され、資本金を人民元に両替して中国国内に再投資することが認められるようになった。

- 3) 発電のクリーン化（p 112、建議①）

2015年12月に「石炭火力発電超省エネ排出削減改造全面実施方案」、2016年2月に「再生可能エネルギー開発利用目標制度の指導意見」が発表され、石炭火力発電のクリーン化および消費電力に占める水力以外の再生可能エネルギー目標比率が示された。

4)自動車用燃料性状の改善（p 198、建議①）

大都市周辺市場の燃料性状については、ガソリン、ディーゼル共に大幅改善した。

5)外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃（p 220、建議①）

外商投資産業指導目録において「オーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）」の流通が同目録2015改正版より、外商投資を制限する産業の目録より外され、外資規制が緩和された。

6)金融の自由化の進展（p 254、建議①）

2015年10月より預金貸出比率（貸出の預金に対する比率）を75%以下とする比率制限、預金金利上限が撤廃され、金融の自由化に進展がみられた。

日系企業の中国ビジネスへの取り組み

2015年における日本の対中投資は前年比25.9%減の32億ドルとなり3年連続減少した（図1）。人件費の上昇や、労働力の確保の難しさといった中国のビジネス環境の変化などを背景に、近年の減少基調が表れていると考えられる。日本の他にも、台湾の投資が前年比14.9%減、米国が3.0%減、ドイツが24.6%減、英国が20.0%減と軒並み減少しており、従来型の投資、すなわち輸出拠点としての中国への投資は転換期に差し掛かっていると考えられる。なお、日本の投資は減少しているとはいえ、累積値で、香港、英領バージン諸島を除く国別でトップである。

中国に進出している日系企業に対して2015年10～11月にジェトロが実施したアンケート調査（図2）では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は38.1%、「現状維持」と回答した企業の割合が51.3%となっている。中国における事業拡大の意向は、2011年と比べると、「拡大」が大きく減少（66.8%→38.1%）した。

しかしながら、全ての業種において、拡大意向が減少しているかといえばそうではない。「拡大」の比率を業種別に見ると、非製造業が製造業より高い（図3、図4）。また、製造業の中でも「食料品（52.4%）」、「輸送機械（43.5%）」、非製造業では「卸売・小売業（50.9%）」など内販型産業で、同比率が高い。他方、輸出型の「繊維」（19.2%）は同比率が2割を切った。

このことから、輸出型企業にとっての中国の優位性が低下していることが伺える。その一方で、内販型企業では中国を有望な市場と捉えており、中国市場の開拓を強化する動きが今後も継続するとみられる。2015年は、輸出型が減少し内販型が増加するという日系企業の中国投資戦略の転換点にあったものと思われる（恐らく、欧米系企業にとっても同様）。

こうした日系企業の動向は、中国が投資主導から消費主

導の経済への転換を目指す動きと合致する。消費分野の開拓を行おうとする日系企業の投資意向を円滑に実現するためにも、各分野の改革進展が大いに期待される。

その代表的な分野が物流である。13・5規画で企業の物流コストを引き下げることや、グリーン物流、コールドチェーン物流などの発展に力を入れることが強調された。市場競争が激化するなかで、企業の競争力確保の観点から、サプライチェーン効率性の向上は不可欠になっていると考える。

また、13・5規画でグリーン発展が5つの発展理念の一つに挙げられたが、持続的発展が可能な市場を保持するためにも重要であり、省エネ・環境規制の高度化が不可欠になっていると考える。こうした中国が直面する社会的課題の解決に対して、日系企業としても貢献していきたいと考えている。

中国経済における日本

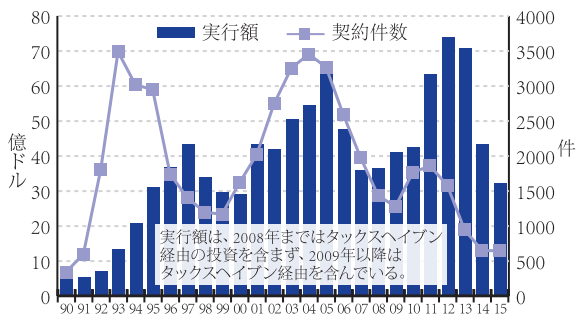
中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日系企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。貿易については、日本は2015年の中国の輸出先として国別では第2位で、金額は1,357億ドルとなった。輸入でも第3位の1,430億ドルと、中国にとって日本は重要な貿易パートナーとなっている。中国は部品などの生産財や機械などの資本財を輸入し、中国での製品化に活用したうえで、世界に向けて輸出しているが、特に基幹部品や工作機械は日本からの輸入が多い。

投資については、中国への進出日系企業数は外資企業全体の7.9%を占める2万3,094社（2012年末）であり、国別ではトップとなっている。直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇用を生んでいるとされ、雇用創出面での貢献も大きく、職場環境の整備や福利厚生制度の充実にも努めている。

また、優れた技術・ノウハウ等を保有する日系企業が少なくなく、受発注両面で中国企業の技術力や経営効率の向上、競争力の強化に貢献している。また、一部産業のサプライチェーンにおいては、他に代替のききにくいハイテク製品の基幹部品や特殊原材料の供給における日系企業のプレゼンスも高い。

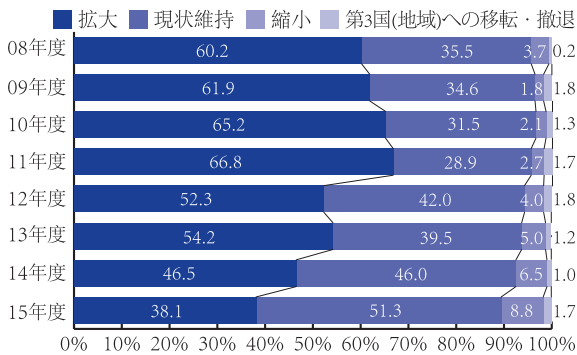
日系企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしている。

図1：日本の対中投資



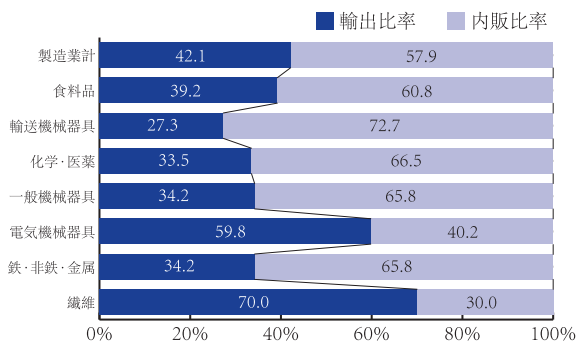
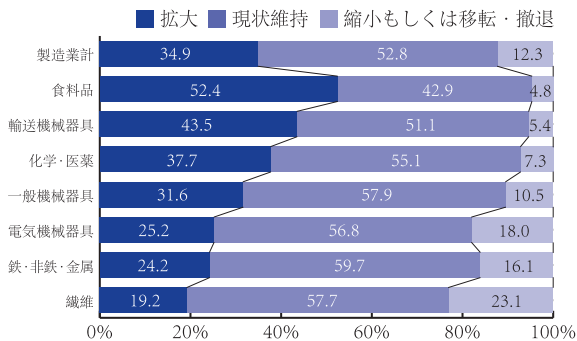
出所：商務部、CEIC

図2：今後1～2年の事業展開の方向性



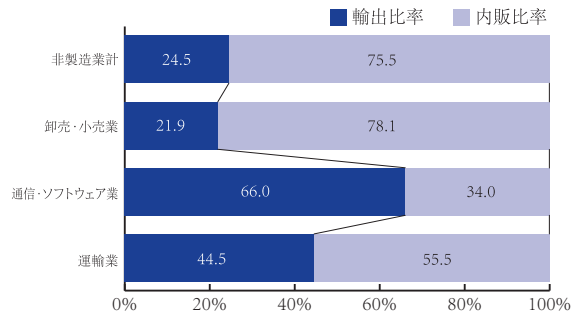
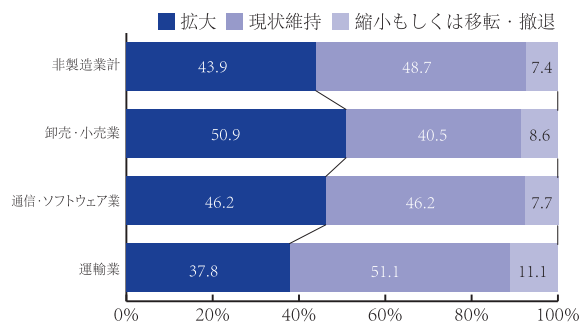
出所：ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

図3：製造業における今後の事業展開の方向性と輸出・内販比率（2015年度）



出所：ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

図4：非製造業における今後の事業展開の方向性と輸出・内販比率（2015年度）



出所：ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」